

議案第 5 号

四條畷市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第 9 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 3 1 日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、移動端末設備を用いた証明書等の自動交付サービスを実施するため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市印鑑条例の一部を改正する条例

四條畷市印鑑条例（昭和47年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項を次のように改める。

3 前条及び前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める物を利用して本市の電子計算組織と通信回線で結合された本市以外の者が設置する端末機を通じて印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下この号において「個人番号カード」という。）に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。次号において「公的個人認証法」という。）第22条第7項の規定による個人番号カード用利用者証明用電子証明書の記録を受けた者 当該個人番号カード

(2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（以下この号において「移動端末設備」という。）に公的個人認証法第35条の2第7項の規定による移動端末設備用利用者証明用電子証明書の記録を行った者 当該移動端末設備

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。